

令和7年 2月20日

北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



初めての一人暮らし① 住宅の賃貸借や引越しトラブル

初めての一人暮らしでは、これまで経験したことのないさまざまな契約を、自分自身ですることになります。そこで、新生活のスタートでつまづかないよう、気を付けてほしい消費者トラブルを、2回に分けてご紹介します。

【相談事例】

- 2年契約のアパートを退去する際、17万円もの原状回復費用を請求された。貸主からハウスクリーニング代等と説明されたが、喫煙もしておらず納得できない。
(20代 男性)
- 引越しで出る不用品の回収を、ネット広告の業者に依頼した。当日、HPとは異なる料金表を見せられ、割り増し料金を含む6万3000円を請求された。一人で怖かったので何も言えず、仕方なく支払ってしまった。
(20代 女性)

【住宅の賃貸借トラブル】

契約時:「重要事項説明書」や「賃貸借契約書」の内容をよく確認しましょう。

特に、禁止事項や修繕・退去に関する際の費用負担、ハウスクリーニングなどの特約が定められている場合は、しっかりと理解しておくことが大切です。

入居中:入居中のトラブルは、貸主側にすぐ相談しましょう。

退去時:精算内容を確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。



※国土交通省の「[原状回復をめぐるトラブルとガイドライン](#)」が参考になります。

■右記QRコードを読み取ってご確認ください→



【引越しや不用品回収などのトラブル】

引越し:引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、見積書の価格とサービス内容も十分に検討しましょう。引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。

不用品回収:ネット広告の事業者の中には、一般廃棄物処理業の無許可業者もいるので注意が必要です。引越しごみは、粗大ごみ受付センター(電話:513-3005)に余裕を持って依頼しましょう。



困った時は、一人で悩まず消費生活センターにご相談ください。

※通話料は全て有料です。

消費者ホットライン ☎188 (いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782